(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県裾野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び裾野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府綾部市井根町奥原一、二の乙、三の一から三の三まで、四から八まで、五の乙、九の一、九の二、一〇、一一、一一の乙、一一の丙、一二の一から一二の四まで、一三の一、一三の二、一四から一六まで、一五の一、一五の二、一七の一、一七の二、一八から二五まで、二七の一から二七の五まで、二八の一、二八の二、二九、汗瘡川三の二、山生谷二、奥山一九から二二まで、二一の乙、二二の一、西山一、一の一、一の乙、二の一、二の二、西ノ谷一五から一八まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
奥原一、三の一から三の三まで、四から六まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福岡県田川郡川崎町大字安眞木字不動二三六五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	廃止年月日
中山水道開発保全航路第一号ＡＩＳ信号所	北緯　三四―三七―四三 東経　一三六―五八―三九 （尾張野島灯台（愛知県知多郡南知多町）の南西方約四・三キロメートル（中山水道開発保全航路第一号灯標））	平成二十八年三月二十三日
千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｂ灯浮標	北緯　三五―三七―三六 東経　一四〇―〇一―〇三 （千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）	平成二十八年三月二十三日
千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｃ灯浮標	北緯　三五―三七―四〇 東経　一四〇―〇一―〇八 （千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）	平成二十八年三月二十三日
千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｄ灯浮標	北緯　三五―三七―四〇 東経　一四〇―〇一―一三 （千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）	平成二十八年三月二十四日
千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｅ灯浮標	北緯　三五―三七―四〇 東経　一四〇―〇一―一八 （千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）	平成二十八年三月二十三日
千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｆ灯浮標	北緯　三五―三七―四〇 東経　一四〇―〇〇―五八 （千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）	平成二十八年三月二十四日
千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ａ灯浮標	北緯　三五―三七―三二 東経　一四〇―〇〇―五八 （千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）	平成二十八年三月二十四日
名瀬港沖防波堤仮設灯台	北緯　二八―二四―二三 東経　一二九―三〇―一三 （鹿児島県名瀬港（沖防波堤外端））	平成二十八年三月二十二日
中之作港船だまり東防波堤灯台	北緯　三六―五七―三七 東経　一四〇―五七―〇六 （福島県中之作港（船だまり東防波堤外端））	平成二十八年三月十八日
電波の発射時間 有効利用区域 業務開始年月日 記事	常時 半径一四海里の円内の海面 平成二十八年三月十二日 一　本ＡＩＳ信号所は、海上移動業務識別及びＡＩＳ信号に含まれる位置の情報のほか、中山水道開発保全航路第一号灯標の名称、種別及び位置移動の有無を通報している。 二　中部地方整備局三河港湾事務所管理	
周波数及び空中線電力	Ｆ一Ｄ　一六一・九七五ＭＨｚ　一二・五Ｗ Ｆ一Ｄ　一六二・〇二五ＭＨｚ　一二・五Ｗ	